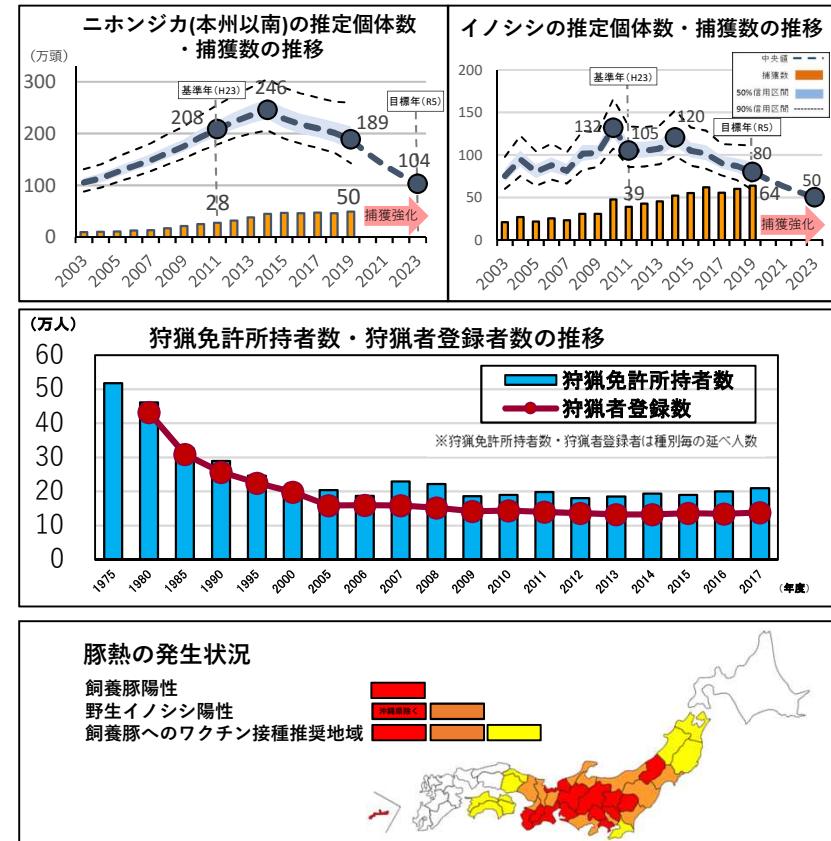


# 鳥獣保護管理法の施行状況の点検と講すべき措置（答申案）の概要

## ○現状

- ◆ ニホンジカ及びイノシシの捕獲数の合計は増加。半減目標の達成には至っていないが、両種の個体数についても、2014（平成26）年度をピークとして減少傾向が続いていると推定されるなど、一定の成果が現れてきていると考えられる。
- ◆ ニホンジカ及びイノシシの捕獲が強化される中で、わなによる錯誤捕獲の増加が懸念。本州以南では鳥類の鉛中毒及び鉛汚染に関する科学的知見の蓄積が必要。
- ◆ 狩猟免許所持者は増加傾向にある一方で、狩猟者登録を行っていない者が約6万人存在するなど、捕獲活動は引き続き高齢の熟練狩猟者によって支えられている。
- ◆ 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱（CSF）といった特定の感染症への対応が中心。



## ○課題

- ✓ 科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理を実現するための第二種特定鳥獣管理計画の確実な執行管理の推進
- ✓ 管理の強化に伴い生じる錯誤捕獲の増加の懸念等、鳥獣の保護上の課題解決のための取組
- ✓ 鳥獣の保護及び管理を担う人材の育成・確保
- ✓ 高病原性鳥インフルエンザや豚熱以外の感染症を含む鳥獣の保護及び管理における感染症の情報収集、鳥獣保護管理の取組への反映

# 鳥獣保護管理法の施行状況の点検と講すべき措置（答申案）の概要

## ○講すべき措置

項目	主な措置
鳥獣の管理の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 各都道府県の状況に応じた適切な管理目標の設定、評価と見直しが必要。評価・管理手法については、国の技術的支援が必要</li><li>➢ 関係する都府県等で構成する協議会の設立など、関係都府県が連携した都府県境をまたぐ広域的な捕獲の強化</li><li>➢ 認定鳥獣捕獲等事業者の質の向上を図り、全国の認定鳥獣捕獲等事業者の実績等を把握できるよう、都道府県間での情報共有の仕組みの構築が必要</li></ul>
鳥獣の保護の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 局所的に被害が生じ、被害防止目的で捕獲される種が希少鳥獣に指定される場合の保護管理の推進</li><li>➢ 本州以南における鳥類の鉛中毒の実態把握、鳥類への影響評価の検討</li><li>➢ 錯誤捕獲防止のための情報収集</li></ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 十分な知識及び技術を持った次世代の狩猟者育成のためのプログラム開発や体制の構築</li><li>➢ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用も含め、鳥獣の管理を総合的に担うことができる人材・団体の育成・支援</li><li>➢ 専門人材育成のため大学等と連携した人材育成プログラムの検討</li></ul>
感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱・アフリカ豚熱に関する取組の継続・強化</li><li>➢ 鳥獣に関する感染症についての情報収集や鳥獣での感染状況等に関する調査等をより広範に実施</li><li>➢ 鳥獣に関する感染症の拡大防止及び早期収束のための措置等に関する体制の整備</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 外来鳥獣の計画的管理への影響を踏まえた狩猟鳥獣の指定</li><li>➢ 出没時の円滑な対応を可能にするための体制の構築、安全な捕獲のための技術的な検討</li><li>➢ 捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図り、捕獲等のデータのデジタル化及び可視化を推進</li></ul>

# 鳥獣保護管理法の基本指針の改定

- 鳥獣保護管理法の基本指針に基づき、各都道府県は鳥獣保護管理事業計画を策定することとなっている。
- 事業計画の期間が令和3年度末となっていることから、鳥獣保護管理法の施行状況の点検結果及び最新の社会情勢等を踏まえて基本指針を改定。

項目	点検ポイント
鳥獣の管理の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 第二種特定計画の目的達成のため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定。計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含め、適切な評価・見直しを行い、順応的な計画の推進を図る</li><li>➢ 都府県をまたぐ広域的な捕獲の強化</li><li>➢ 国は、都道府県が必要な認定事業者を確保できるよう事業者育成の取組を引き続き支援とともに、質の向上のための取組に努める</li></ul>
鳥獣の保護の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 錯誤捕獲の防止のため、錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じわなの規制の見直しを図るとともに、捕獲者への指導、錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進</li><li>➢ 本州以南における鳥類の鉛中毒の実態把握、鳥類への影響評価の検討</li></ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 狩猟免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めること</li><li>➢ 大学等と連携した専門人材の育成・確保の整備に向けた検討・支援</li></ul>
感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 野生鳥獣に関する感染症対策について情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等の実施</li><li>➢ 公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等との連携・情報共有</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 外来鳥獣の計画的管理への影響を踏まえた狩猟鳥獣の指定</li><li>➢ 市街地出没等における円滑な対応のための連絡体制の構築及び人材育成</li><li>➢ 鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進</li></ul>